

小論文（前期日程）（生命環境学部社会系）

（注 意 事 項）

1. 試験開始までに表紙の注意事項をよく読んでください。
2. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開いてはいけません。
3. 試験開始の合図があったら、すぐに用紙の種類と枚数を確かめ、受験番号をすべてに記入してください。

● 表紙		1枚
● 問題用紙（その1～その2）	各1枚	計2枚
● 問題用紙並びに答案用紙（その1～その2）	各1枚	計2枚
4. 配布された用紙の種類や枚数が異なる場合や印刷が不鮮明な場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 試験終了後、すべての用紙を回収します。
6. 問題用紙の余白や裏面を草案に使用しても構いませんが、採点の対象にはなりません。

受験番号

令和4年度入学者選抜試験問題（小論文 社会系 その1） — 前期 —

問題1 次の【記述】、【図】及び【表】をふまえて、あとの各問に答えなさい。

【記述1】 以下の記述は、特殊詐欺*に関する毎日新聞電子版令和2年（2020年）7月15日の記事である。

特殊詐欺の被害者は、人間関係が希薄で自分を過信する人が多い？ 愛知県警は心理学の観点から特殊詐欺被害者の特性を把握しようと、専門家にアンケート調査を依頼した。分析結果から、特殊詐欺の被害者が「人とのつながりが薄い」「自分は大丈夫」などと考える傾向が浮かんできた。

県警は1～5月に県内で発生した特殊詐欺の被害者234人と、途中で詐欺を見抜き、被害を免れた52人にアンケートを実施し回答を得た。分析は、南山大人文学部の土屋耕治講師（社会心理学）と、名城大人間学部の原田知佳准教授（同）に依頼した。

友人関係について、「友人はいるが心は通じていない」と感じる頻度を尋ねた設問では「常にある」「時々ある」との回答の割合が、詐欺被害に遭った人で全体の36.6%。逆に詐欺被害を免れた人は11.5%にとどまり大差がついた。また、「同じ町内で行事や会合へ一緒に行く人」の人数を聞いたところ、「誰もいない」と回答したのは、被害者で43.4%。免れた人は13.7%で、ここでも人間関係が希薄だと考える人ほど被害に遭っていることが裏付けられた。

事件前「自分は被害に遭わない」と考えていた人の割合は、被害者では59.4%、免れた人は28.8%となり、約2倍の差となった。自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」の働きが詐欺被害のリスクを高めることが裏付けられた。

一方で他人を信頼しやすい人ほど被害に遭いやすい傾向も浮き彫りに。「私は人を信頼する」「ほとんどの人は信頼できる」「人は基本的に善良で親切である」との問いに「非常に肯定」「やや肯定」と回答した割合は被害者の方が多く、免れた人との差はいずれも2～3倍の開きがあった。

原田准教授は「被害者の方が人とつながりたいという欲求が強く、家に来る人を信じやすい傾向にある」と分析。「身近に一人でも相談できる人がいることが重要。挨拶や立ち話レベルではなく、一緒に行動できる人の有無が被害防止の鍵を握る」と指摘した。

※：特殊詐欺とは、警察庁の定義によると、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称をいうとされる。

【記述2】 以下の記述は、山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の条文と山梨県が作成したその条文の趣旨である。

（地域における被害防止のための取組）

第十条 県民は、近隣住民との間で相互に注意を喚起すること等自己又は近隣住民が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な地域における取組を行うよう努めるものとする。

（家庭における被害防止のための取組）

第十一条 県民は、日常生活において家族相互で緊密に連絡を取り合うこと等その家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な家庭における取組を行うよう努めるものとする。

——趣 旨——

電話詐欺等の被害防止のためには、相手側からの電話等の内容の不自然さに気づくことができるようにし、少しでも不審に感じたときには家族等身近な者に確認や相談しやすくするため、地域及び家庭におけるつながりを強化することが重要である。

よって、県民が、地域にあっては近隣住民、家庭にあってはその家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な地域または家庭における取組を行うよう努めることを規定。

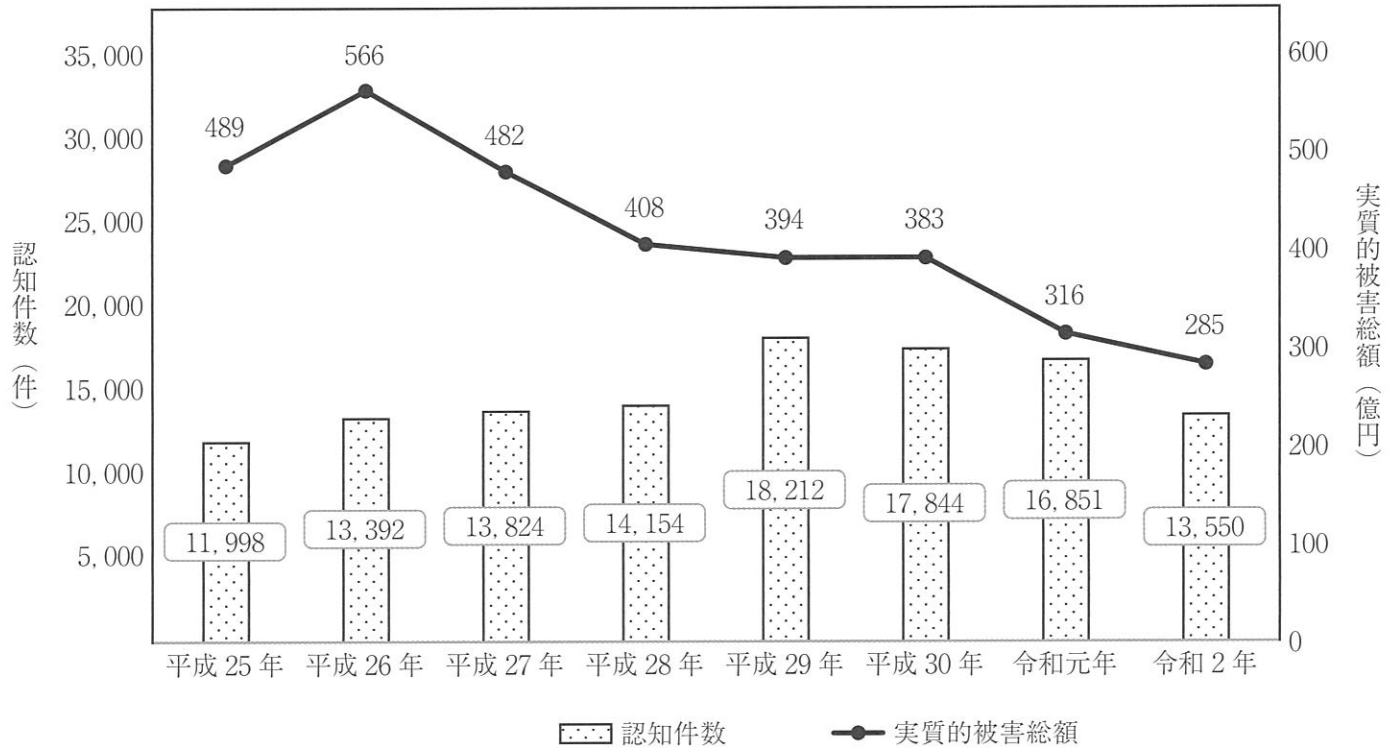
受験番号

令和4年度入学者選抜試験問題（小論文 社会系 その2） — 前期 —

【図1】 特殊詐欺の認知件数^{※1}（単位：件）・実質的被害総額^{※2}（単位：億円）

※1：認知件数とは、犯罪について、被害の届出若しくは告訴・告発を受理し、犯罪捜査規範による事件の移送を受け、又はその他の端緒によりその発生を確認した件数をいう。

※2：実質的被害総額とは、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用して、ATM から引き出された額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額をいう。



警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等（令和2年・確定値）」の平成25年から令和2年までの統計数値により作成

【表1】 特殊詐欺の被害者の年齢・性別構成比率[※]（％）

※：四捨五入の関係で各年齢・性別の階層を合算しても100％にならないことがある。

	平成25年			令和2年		
	男 (%)	女 (%)	合計 (%)	男 (%)	女 (%)	合計 (%)
19歳以下	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
20～29歳	1.3	1.3	2.7	0.8	0.9	1.7
30～39歳	1.2	1.4	2.6	0.6	0.8	1.4
40～49歳	1.6	1.8	3.4	1.1	1.3	2.4
50～59歳	2.4	3.6	6.0	2.2	2.3	4.5
60～69歳	5.2	14.9	20.2	4.5	6.2	10.7
70歳以上	16.7	48.2	65.0	17.1	61.9	79.0
合計	28.6	71.4	100.0	26.4	73.6	100.0

警察庁「特殊詐欺認知・検挙状況等（令和2年・確定値）」および同「特殊詐欺認知・検挙件数等（平成25年・確定値）」より作成

受験番号

問1 【記述1】、【図1】及び【表1】から、特殊詐欺についてわかることを述べなさい。

(1) 【記述1】からわかること

(2) 【図1】からわかること

(3) 【表1】からわかること

受験番号

小計

